その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつに残留するメベンダゾールの量の限度並びに大豆、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するラクトフェンの量の限度については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十三年十二月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアクリナトリンの項の次に次のように加える。

アシフルオルフェン	大豆	0.1ppm
	らつかせい	0.1ppm
	未成熟えんどう	0.1ppm
	未成熟いんげん	0.1ppm
	えだまめ	0.1ppm
	その他の野菜	0.1ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のアジムスルフロンの項の次に次のように加える。

アジンホスメチル	なつみかんの果実全体	2 ppm
	レモン	2 ppm
	オレンジ	2 ppm
	グレープフルーツ	2 ppm
	ライム	2 ppm
	その他のかんきつ類果実	2 ppm
	ネクタリン	2 ppm
	あんず	2 ppm
	すもも	2 ppm
	うめ	2 ppm
	おうとう	2 ppm
	ブルーベリー	1 ppm
	ぶどう	2 ppm
	その他のナッツ類	0.05ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のイミダクロプリドの項を次のように改める。

イミダクロプリド	米	1 ppm
	小麦	0.05ppm
	大麦	0.05ppm
	ライ麦	0.05ppm
	とうもろこし	0.05ppm
	そば	0.05ppm
	その他の穀類	3 ppm
	大豆	3 ppm
	小豆類	3 ppm
	えんどう	3 ppm
	そら豆	3 ppm
	らつかせい	0.7ppm
	その他の豆類	3 ppm
	ばれいしょ	0.5ppm
	さといも類	0.4ppm
	かんしょ	0.4ppm
	やまいも	0.4ppm
	こんにやくいも	0.4ppm
	その他のいも類	0.4ppm
	てんさい	0.4ppm
	さとうきび	0.04ppm
	だいこん類の根	0.4ppm
	だいこん類の葉	4 ppm
	かぶ類の根	0.4ppm
	かぶ類の葉	3 ppm
	西洋わさび	0.4ppm
	クレソン	3 ppm
	はくさい	0.5ppm
	キャベツ	0.5ppm
	芽キャベツ	0.5ppm
	ケール	5 ppm
	こまつな	5 ppm
	きような	5 ppm
	チンゲンサイ	5 ppm
	カリフラワー	0.4ppm
	ブロッコリー	5 ppm
	その他のあぶらな科野菜	5 ppm
	ごぼう	0.4ppm
	サルシフィー	0.4ppm
	アーティチョーク	2 ppm
	チコリ	3 ppm
	エンダイブ	5 ppm
	しゆんぎく	3 ppm